

特集 世界の人権デー 2010

1948年12月10日、国連は世界人権宣言を採択した。それ以降、毎年、12月10日は人権デーとして国連をはじめ世界各地・国で人権促進のための取り組みが行われてきた。ここでは、IMADRが関係した2010年の人権デーの取り組みを報告する。スペインのサンチャゴでの国際会議はIMADRの理事3人が中心的な役割を担いながら「平和に対する権利」の宣言が採択された。世界人権宣言大阪連絡会議主催（IMADR-JC後援）の集會では「第二段階に入った人権教育のための世界プログラム」をテーマに討論がされた。ジュネーブでは今最も世界で人権を脅かされている人権擁護家の問題に焦点をあてた集會が開かれた。

平和に対する人権に関するサンチャゴ宣言 その意義と課題

テオ・ファン・ボーベン（IMADR理事） マリオ・ユーツイス（IMADR副理事長）

はじめに

2010年12月9日、10日、スペインのサンチャゴ・デ・コンポステラで開催された平和に対する人権に関する国際会議は、平和に対する人権のサンチャゴ宣言を採択した。会議はスペイン国際人権法学会が主催し、平和教育フォーラム2010、世界キリスト教協議会、国際平和学会（エジプト）が共催をした。そしてIMADRなど10以上の市民社会組織が後援団体となった。実際、IMADRはこのプロジェクト全体に深く関わってきた。IMADRの副理事長の武者小路公秀は、これに先だて2010年6月初めに採択された平和に対する人権のバルセロナ宣言の国際起草委員会のメンバーであった。この宣言は今回のサンチャゴ宣言の下地となった。サンチャゴ会議では同じくIMADR副理事長のマリオ・ユーツイスが報告者および発言者の一人であったし、IMADR理事のテオ・ファン・ボーベンは会議の議長を務め、発言者の一人でもあった。

本文は、サンチャゴ宣言に至るまでの準備プロセスを振り返り、サンチャゴ宣言の内容を概説し、最後に、今後の課題である宣言の実施と国連におけるフォローアップについて考えてみる。

国際人権法学会は、法律、教育、文化の領域におけるさまざまな専門家と協力しながら牽引した。それらは、2006年10月のルアルカ宣言、2010年2月のビルバオ宣言、2010年6月のバルセロナ宣言と続き、最終的に平和に対する人権のサンチャゴ宣言で結実した。それゆえサンチャゴ宣言は、国連、UNESCOおよびその他国際社会の多数の機関が明確に述べてきた平和、安全保障そして正義の原則を適切に考慮しながら、国内および国際社会の広範なセクターが共有する大望を広く反映させた世界的協議の結果として捉えられるべきである。

サンチャゴ宣言の内容

大まかにいえば、サンチャゴ宣言の前文は3つの役割を果たしている。第一に、平和の権利に関係する国連文書を歴史的な意義から広範囲にとりあげている。第二に、国連憲章、国際諸条約、そして国際法の一般的原則を参照することで法的根拠を打ち立てようとしている。第三に、その成文化と漸進的発展の必要性、平和の性質と含蓄、すべての関係主体の責任、その他の集団および個人の人権とのつながり、そして教育の役割と平和の文化など、平和に対する人権の基本的な構成要素に関する指針を与えている。

宣言の準備プロセス

サンチャゴ宣言をコンセンサスで承認した決議文に述べられているように、平和に対する人権の世界的規模の支持を創るため、一連の長い会議や協議会が世界全地域で行なわれた。このプロセスで、かなりの基準設定の作業が行なわれ、平和に対する人権の規範的性質や内容の支柱ができた。このプロセスをスぺ

イン国際人権法学会の実質的な部分について細かく議論することは本文の趣旨を超える。そのため、宣言の条項のタイトルを順に述べていく。まず二つのセクションに分かれている：権利に関するセクションAと義務に関するセクションB。ここでカバーされている権利は次の通りである：権利の所有者と義務の所得者（1条）、平和およびその他すべての人権に関する教育の



権利 (2条)、人間の安全保障と安全で健全な環境で生活する権利 (3条)、発展と持続可能な環境の権利 (4条)、不服従と良心的兵役拒否の権利 (5条)、抑圧に抵抗して反対する権利 (6条)、軍縮の権利 (7条)、思想・意見・表現・良心・信教の自由の権利 (8条)、難民の地位の権利 (9条)、移住と参加の権利 (10条)、すべての被害者の権利 (11条)、そして脆弱な状況にある集団の権利 (12条)。セクションBは平和の権利の実現の義務が8つのパラグラフにリストアップされている (13条)。

宣言の実施

サンチャゴ宣言は今後国連が採択するであろう国際文書の基本を成すようになると予想されるが、一方で国際会議は、サンチャゴ宣言が国際・国内の市民社会レベルで機能できるようなものにするために実施のメカニズムを確立すべきであると合意した。そのため、国際会議は別個の決議で平和の人権の国際監視の法規を承認した。このメカニズムはスペイン国際人権法学会内に設置され、今年の早い時期に活動を開始する予定だ。その機能には平和に対する人権の促進と保護を目指したコース、会議、討論会、ワークショップおよびその他の国際活動の組織化と参加が含まれる。さらに機能には、法的助言の提供、平和に対する人権を侵害された被害者の裁判へのアクセスの促進、平和に対する人権の原則に関するトレーニングも含まれる。国際監視はまた、平和に対する人権の実施を通して論争の平和的解決に貢献することを模索する。国際監視の目的には、サンチャゴ宣言と準備活動を考慮に入れながら国連が平和に対する人権の宣言を採択するようになることも含まれている。

国連でのフォローアップ

平和に対する人民の権利は今、国連人権理事会のアジェンダとなっている。理事会の要請で、国連人権高等弁務官事務所は2009年12月、平和に対する人民の権利に関するワークショップを開催した。その目的は、(a) この権利の内容と範囲をさらに明確化する、(b) この権利の実現が重要であることを意識喚起する、(c) 国家、政府間および非政府間組織を平和に対する人民の権利の促進に動員する具体的措置を提案する、であった。ワークショップにはIMADR 副理事長のマリオ・ユーツイスが専門家の一人として招待された。ワークショップの

報告は人権理事会の文書リストに含まれている。それに基づき、理事会は平和に対する人民の権利の促進に関する決議を採択した (理事会決議、14/3、2010年6月17日付け)。その内容は人権理事会の諮問委員会に加盟国、市民社会、学術界およびすべての関係するステークホルダーとの協議のもと、平和に対する人民の権利の宣言の草案作成を求めたものだ。こうしたことを背景に、諮問委員会の草案グループのメンバーがサンチャゴ会議に参加をして協議に加わったことは非常に有意義であった。同時に、サンチャゴ会議閉幕のあと、諮問委員会の起草グループは平和に対する人民の権利に関する非常に中身が濃くて興味深い進捗報告を提出した。(UN文書、A/HRC/AC/6/CRP.3 2010年12月22日付)

埋めなくてはならない基本的な溝がある。それは概念上の溝であり政治的な性質を帯びている。国連人権理事会は一貫して平和に対する人民の権利に言及してきたが、サンチャゴ宣言およびその前身となるテキストはすべて平和に対する人権と定義している。これは、平和に対する権利の個人的性質 VS 集団の性質の問題を浮き彫りにしている。二つのアプローチは、集団と個人の両方の構成要素を重視した「発展の権利に関する宣言」など、複合的な性質からなる他の国連文書のように両立するだろうか？それに加え、政治的要素を帯びた冷戦の記憶による複雑な側面がある。すなわち、西欧諸国政府および日本は、国連人権理事会における平和の権利の議論からこの間、一線を引いてきた。共通の基盤を見つけるにはまだ多くのことをなさなければならない。サンチャゴ宣言の前文の最終パラに明記されているように、「すべての国家が平和を人権として認め、それぞれの管轄権の中にいるすべての人が隔たりなくそれを享有できるように保障する必要がある」。

最後に

平和に対する人権の宣言と実現に関する国連の決定的な措置が待たれる中、市民社会のすべてのセクターは平和に対する人権のサンチャゴ宣言を基盤にして先に進むべきである。IMADRはそうした活動の一端を担っていかなくてはならない。

(翻訳：編集部)



* “human right to peace”の「平和に対する人権」は確定訳ではない。

| | | |
|---|--|---|
|  Asociación Española para el Derecho Internacional de los Derechos Humanos |  |  |
|  The Suzanne Mubarak Women's International Peace Movement |  |  |
| <p>Fòrum 2010</p> <p>INTERNATIONAL CONGRESS ON THE HUMAN RIGHT TO PEACE</p> <p>Santiago de Compostela - Spain</p> <p>9-10 December 2010</p> | | |
| <p>Sponsorship</p> | | |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  | |  |

これは「平和に対する権利に関するサンチャゴ会議」の主催団体および後援団体のロゴをまとめたものだ。

上から2段は主催4団体のもので、3段目からは11後援団体のものである。IMADRのロゴも含まれている。

平和に対する人権のサンチャゴ宣言（全文・英語）はIMADRのウェブサイトで閲覧できる。
http://www.imadr.org/un/treaties/the_santiago_declaration_on_th/

人権教育・啓発を推進しよう

——世界人権宣言62周年記念大阪集会

今井 貴美江(世界人権宣言大阪連絡会議事務局)

2010年12月6日、午後1時半から4時半まで、世界人権宣言大阪連絡会議は、大阪国際交流センターにて、「人権教育・啓発を推進しよう!!」をテーマに世界人権宣言62周年大阪集会を開催した。

第1部の基調提案では、世界や日本の深刻な人権状況を踏まえるとともに、世界人権宣言から始まった国際的な人権教育に関する条文や「国連人権教育の10年」⁽¹⁾や「人権教育のための世界プログラム」⁽²⁾に至る流れが紹介された。続いて日本国内において部落問題の解決をはじめとする人権確立に向けた教育・啓発の成果、とりわけ「人権教育・啓発推進法」制定の意義と、その活用の必要性が強調された。その上で、今後の課題として、「人権教育・啓発推進法」や「人権教育のための世界プログラム」、とりわけ第2段階の行動計画の普及・宣伝、あらゆる場所、あらゆるレベルでの人権教育の推進、人権尊重のまちづくりと結びつけていくことの必要性が提起された。

第2部のパネルディスカッションでは「世界プログラム」第2段階の重点課題である特定職業従事者(教員、公務員、法執行官)に対する人権研修と民間企業における人権研修につ

いて、会場の参加者からの質問も交えて活発な議論を行なった。とくに、学校教育では、教員の世代交代が急速に進行している中で、新しい教員への人権研修の重要性が強調された。また、公務員に対する人権研修については、公務員は人権をまもる義務があることを明確にし、系統的な人権研修を受ける必要性が強調された。警察官などの法執行官に対する人権研修については、冤罪が次々と明らかになってきている現状を踏まえて、職務に即した人権研修の必要性が強調された。さらに、民間企業における人権研修については、国連のグローバルコンパクトやISO26000に代表される国際的な流れをしっかりと踏まえ、企業の社会的責任として人権研修を推進していくことの重要性が強調された。

基調提案とそれを受けたパネルディスカッションでの討議、そして「人権教育・啓発推進法」と「人権教育の世界プログラム」を踏まえ、あらゆる場所で人権教育・啓発を推進していくことを呼びかけたアピール案(次ページ)が集会参加者530人により採択された。

当日の主なプログラムは、以下の通りである：

- * 基調提案 友永健三さん(世界人権宣言大阪連絡会議事務局長)
- * パネルディスカッション
 - 教員にむけて 平沢安政さん(大阪大学大学院人間科学研究科教授)
 - 公務員にむけて 阿久澤麻理子さん(兵庫県立大学環境人間学部准教授)
 - 法執行官にむけて 大川一夫さん(弁護士)
 - 民間企業において 大西英雄さん(大阪同和・人権問題企業連絡会理事長)
- * 集会アピール提案・採択 李美葉さん(多民族共生人権教育センター理事長)

なお、集会開催に併せて世界プログラム第2段階行動計画の日本語訳を含む冊子『学ぶことから始まる私たちの人権』⁽³⁾が発行された。(いまいきみえ)

(1)世界中に人権文化を創造することをめざして国連総会が決議をしたとりくみで、期間は1995年から2004年の10年とされた。国連をはじめとした国際機関、地域、各国、地方がそれぞれのレベルで取り組む目標を定めた包括的な行動計画を提起した。日本においても内閣総理大臣を本部長とする推進本部が国内行動計画を策定した。国連がまとめた10年の成果として、人権教育の重要性を高めたこと、人権教育に取り組む主体間の連携が作りだされたこと、人権との関わりが深い職能集団に対する人権研修の重要性がさらに認識されたこと、被差別者の人権重視の重要性への理解が深まったことなどがある。(友永健三さんの集会「基調提案」より)

(2)2004年12月、「人権教育のための国連10年」の終了にあたり、これまでの総括を踏まえて国連総会は2005年から「人権教育のための世界プログラム」に取り組むことを決議した。その第一段階である2005年から2009年までの5年間は「初等・中等学校制度における人権教育」に重点が置かれた。第二段階は2010年から2014年までとされ、本報告にあるテーマに重点が置かれている。

集会アピール

本年の12月10日で、世界人権宣言が国連総会で採択されて62周年になります。

この年に、国連が提唱して2005年からスタートした「人権教育のための世界プログラム（「世界プログラム」）」の第2段階が開始されました。

日本国内でも、「人権教育および人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が、2000年12月に公布・施行されてから今年の12月で10年になります。

私たちをとりまいている内外の人権状況をみたと、厳しい状況があります。

日本では、12年連続して自殺者が3万人を超えていますし、児童虐待があとを絶たない現状があります。高齢者に対する人権侵害が深刻化していますし、インターネットでは、人権侵害情報、差別助長情報が氾濫しています。さらに、冤罪事件が相次いで発覚し、検察官による証拠捏造事件が生起してきています。

この機会に、「世界プログラム」の第2段階と「人権教育・啓発推進法」を活用し、あらゆる場所で人権教育・啓発を推進していくことによって、人権実現社会の構築をめざしていくことが求められています。

「世界プログラム」の第1段階の焦点は、初等・中等学校制度における人権教育の推進に設定されていました。本年から開始された第2段階の焦点は「高等教育における人権教育、ならびにあらゆるレベルの教員と教育者、公務員、法執行官、軍関係者に対する人権研修」に設定され、本年10月、国連人権理事会は第2段階の行動計画を採択しました。

一方、「人権教育・啓発推進法」では、部落差別をはじめとする差別の撤廃と人権侵害をなくすために教育・啓発を推進する必要があること、「学校、地域、家庭、職場その他様々な場」で人権教育・啓発が推進されなければならないこと、人権教育・啓発の内容として「人権尊重の理念の理解と体得」が規定されています。また、「国、地方公共団体、国民の責務」が規定され、「基本計画の策定」と「年次報告」が義務付けられています。

また、人権や環境を擁護していく上で、企業の果たす役割が大きいことから2000年に開始された国連グローバルコンパクトは今年で10年を迎えます。さらに、本年11月には、ISO26000も発行しました。これらの動向を踏まえ、今後すべての企業で人権研修が取り組まれる必要があります。

「世界プログラム」の第2段階がスタートしたこと、「人権教育・啓発推進法」が制定されて10年を迎えること、内外の人権状況とこれまでの取組の総括を踏まえ、私たちは以下の取り組みを実施していくことを確認します。

一、「人権教育・啓発推進法」と「世界プログラム」第2段階の普及・宣伝

一、あらゆる場所での人権教育の推進

一、初等・中等教育での人権教育の推進

一、高等教育での人権教育の推進

一、公務員、教員、法執行官等を対象とした人権研修の推進

一、民間の企業内での人権研修の推進

一、国のレベルの人権教育・啓発基本計画の見直しと充実

一、自治体レベルでの「人権教育・啓発基本計画」の策定と具体化

一、人権尊重のまちづくりとの結合

一、国際連帯と国際的発信

すべての人が人権について学び、自己実現を遂げることができるようにすることが「世界プログラム」と「人権教育・啓発推進法」の最終的な目標です。それとともに、公務員や教員、警察官や刑務官などの人権との関わりが深い特定職業に従事する人びとは、人権尊重の責務を負っていること、従って人権研修をしっかりと受けるようにすることが両者のもう一つの重要な目標です。これらのことを、私たちは再確認し、今後それぞれの持ち場で、人権教育・啓発、人権研修に取り組んでいくことを誓い合うものです。



(3) 『学びから始まる私たちの人権—多様な場面における人権教育・啓発の推進に向けて』 2010年12月、部落解放・人権研究所編集発行、解放出版社発売。定価1,400円＋税。問い合わせ、06-6581-8636 部落解放・人権研究所まで。

2010年12月6日

世界人権宣言 62周年記念大阪集会参加者一同

人権デー 国連では： 差別と闘う人権擁護家の人権

12月10日の人権デーを記念して、ジュネーブの国連で「差別と闘う人権擁護家」を認め、支持し、人権擁護家の人権を擁護することに主眼を置いた集会が開かれた。基調講演、パフォーマンス、人権擁護家の討論などからなる人権高等弁務官事務所主催の集会の模様を、IMADRジュネーブ事務所インターンのジェード・ジョンストンが報告する。

ジュネーブ市長の挨拶

集会はジュネーブ市長のサンドリン・サレノの開会挨拶で始まった。市長になるまで、長年、母性の権利と女性の平等実現のために活動してきたサレノは、人権理事会はもっと効果的になれると励まし、北の政府も南の政府も法律を行動に置き換えることに「不承不承」とあるという個人的な観察を述べた。そして、ジェンダー、宗教、性的指向に基づく差別が執拗に続いていることを指摘した上で、ナビ・ピライ国連人権高等弁務官への全面的支持を表明した。

人権高等弁務官の基調講演

ナビ・ピライ人権高等弁務官は、世界人権宣言の採択は、強い者たちは責を負い脆弱な人たちは守られるべきという共通認識への道を開いたと述べ、世界人権宣言の理念を現実には置き換えるために闘っているのが人権擁護家であると言明した。今、人権擁護家らは逮捕、拘禁され、ときには殺されるという危険に曝されており、沈黙と無為は人権侵害者たちをつけあがらせるとし、彼・彼女らの活動を認識して支持するよう呼びかけた。また世界の政府に、批判することは犯罪ではないので、拘束しているすべての人権擁護家を即時釈放するよう求めた。

討 論

世界各地で人権擁護のために活動している人びとがパネリストとして招かれ、司会者および会場から出された質問に答えた。最初の質問は、パレスチナ占領地区のダウン症患者や自閉症の子どもたちのために作られた「ガザ生命の権利協会」のアダラ・アブ・ミディンに対するものであった。

Q：障害者に対する差別において序列はありますか？脊椎損傷をもつ人は精神障害者よりも厚い扱いを受けるという話を聞いたことがありますか？

ミディン：社会だけではなく家族の中にも差別は存在します。1990年、私の赤ん坊はダウン症と診断されました。私は周囲の人びとが私から遠ざかっていくのを感じたし、助けてくれる施設もありませんでした。子どもはわずか1年で亡くなりました。その時、私は、息子のような子どもを守っていこうと心に決め、施設を作りました。今、私の施設には970人の子どもたちがサービスを受けています。人びとは自分とは異なる人を見下す傾向にあります。家族は障害をもつ子どもを家に閉じ込め、外の好奇の眼から隠そうとします。私は活動を通して、これら子どもたちは自由であり認められるべき存在だと学びました。

次に黒人ヨーロッパ女性協議会の議長ベアトリス・アチャレケが質問に答えた。これは、黒人のヨーロッパ女性に影響を及ぼすEUの政治課題や問題に戦略的に取り組むために作られた組織である。

Q：なぜヨーロッパの黒人女性は特別の支援を必要としていると思うのですか？

アチャレケ：女性たちは自分たちの存在を説明しなくてはならない状況にしばしば遭遇します。女性たちの中にはヨーロッパで生まれて育った人たちもいるのですが、外見上の理由により、私たちは平等な権利と機会を奪われています。皆さんは、ジェンダー平等を語りますが、黒人と白人の間の平等が存在しない限り、男と女の間の平等もありません。黒人女性は複合差別を受けています。誰もが社会で活躍し、ニーズを満たし、可能性を実現できなくてはなりません。

次はグアテマラの先住民族の子どもや青年のために作られた「子ども・青少年議会」のメンバーであるドラ・アロンソ（18歳）への質問であった。この議会は保健、教育、ジェ



ンダー平等、アイデンティティ尊重の促進と、性的搾取および子どもの虐待の防止を活動の主眼に置いている。

Q：あなた方の議会は先住民の子どもたちのために具体的に何をしていますか？

アロンソ：議会は子どもたちが見たこと感じたことについて自由に話せる場所です。議会に集まる子どもたちは地元に戻れば地元の子どもたちに、自分たちの権利とは何か、地域の問題はどのように解決できるかなど、教えています。この議会には現在 252 人の子どもたちがいます。メンバーで年長者は次の世代のメンバーをすでにトレーニングしています。それら子どもたちはさらに次の世代にトレーニングをします。こういう風にして子どもたちの声と意見を聞き、発信しています。

オトゥゴンバートル・テデンテムベレルはモンゴルの弁護士であり、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの略）センターの創設者の一人であり、同センターのアドボカシー・プログラム・マネージャである。

Q：人権擁護家として、これまで個人的に脅されたり、攻撃にあったと感じたことはありますか？

テデンテムベレル：LGBT の人権活動に携わる者にとって危険は常につきものです。ここに来る 2 日前、私と私の同僚は死の脅しを受けました。

Q：多くの人びとは差別は価値観、宗教、文化などに基づくものであり、これら要素のどれも LGBT の権利は当てはまらないといえます。この意見をどう思われますか？

テデンテムベレル：LGBT は人そのものであり、文化、宗教、価値に基づいた違いではありません。私の組織の名前には伝統や文化と衝突する意味が含まれている、若者に間違っただけの印象を与えかねない、そう言われたことがあります。これは、権威者たちがこれら権利は文化と伝統に対立すると考えていることを示す的確な例です。しかし、これはまったく間違っており、日々この誤った理解と闘う必要があります。

ロバート・ガレトンは恣意的拘禁に関する国連作業部会のメンバーである。彼は弁護士でありピノチェット時代の人権活動家であった。ピノチェット政権崩壊後、チリの国連大

使となった（1990 年～1994 年）。

Q：人権擁護家は時に逮捕されたり拘禁されています。国連は政治的あるいは市民的理由で人権活動家を投獄する政府に対して何ができるのでしょうか？

ガレトン：人権は短距離走ではありません、マラソンです。来る日も来る日も失うばかりですが、ある日突然勝利します。人権擁護家の私たちは何ができるでしょう？今、世界で最も抑圧されているのは人権擁護家であり、人権侵害を広く伝えようとするジャーナリストとかレポーターです。人権擁護家は人びとに信頼されており、社会的にも信用がなければなりません。信頼と誠実さで被害者を守る。人権擁護家は良い死と悪い死の区別はしません、良い投獄と悪い投獄の区別はしません、良い人びとと悪い人びとの区別はしません。区別をしないから彼らは信頼を得ているのです。

チャロカ・ベヤニは国内避難民（IDP）の人権に関する国連特別報告者であり、ロンドン経済大学で国際法を教えている。

Q：国内避難民や難民は迫害を受けています。彼らを保護する国連メカニズムはありますが、政府はそれらに署名をしても実際には守ろうとしません。どうすればよいでしょうか？

ベヤニ：私の責務は IDP に特定されていますが、その処理をいい加減にすれば、しばしば IDP を難民に変えてしまいます。人びとは大抵迫害の恐れから逃れるために国境を越えます。私の仕事の目的は、キャンプに定住をし、安全、食糧、シェルター、水などの面で困難や危険性に直面している人びとに発言権を与えることです。私の責務の一つは IDP が置かれている問題や厳しい状況を解決できるよう国際的な行動を管理することです。しばしば、彼・彼女らは差別の被害者であり、国家は差別に関する国際条約のもと行なった公約を守る義務をもっています。私の役割は、対話や訪問を行ないながら、また IDP の具体的な苦情申し立てを検討しながら、国家が規範的枠組みを厳重に順守するようにすることです。では、私はこれをどのように行なうのか？ IDP のニーズをすべて満たすことができるのかという問題があります、彼らのニーズはたくさんある。彼らの目を見ればそれが分ります。外部からの介入がない限り、彼らはひど

い状況に取り残されたままになります。私は細心の注意をもって、IDP が報復や復讐の危険性に曝されることなく、そして政治的リスクに長期間置かれることのないよう適切な介入をしなくてはなりません。

Q：特別報告者らは、国際機関の支援を受けている人びとに自分たちの意見を押し付けようとしているという意見があります。これについてどう思いますか？

ベヤニ：それは間違っています。特別報告者は、物事が機能していない所に国際社会の目となり耳となって行動するために行きます。特別報告者は行動規範の枠内で理事会の助言のもと動いています。特別報告者がとった行動により生まれた結果を決して快く思わない人びとが、そうした批判をします。

その後、フロアの参加者をまじえた質疑になった。

Q (カナダの参加者)：人権擁護家は UPR (普遍的定期審査) は自分たちの活動に違いをもたらしていると感じていますか？今、リスクや報復についてますます懸念が高まっています。人権擁護家を保護できる方法について人権理事会に提案できるようなものが何かあるでしょうか？

テデンテムベレル：UPR のプロセスと CAT (拷問等禁止条約) の勧告は効果的で有用です。それはモンゴルの性的マイノリティにとって勝利であると私たちは考えています。初めて、政府は性的マイノリティについて発言をしました。私たちの夢が現実になったわけです。UPR のフォローアップで、私たちは大臣、官僚、国会議長、コミッショナーなど、さまざまな人たちと協議を始めました。しかし問題を真剣に受け止めて、私たちと協力すると言ってくれた官僚はごく数人でした。ほとんどの官僚は性的マイノリティのために動きだすことを渋りました。しかし、私たちはあきらめません。UPR と CAT の勧告という強い基盤があります。この 11 月、寛容をよびかける反差別キャンペーンを始めました。3 月まで続きます。また、警察官の性的マイノリティに対する意識を高めるための講座を開きました。今、警察は私たちに意見を求めてくるようになりました。

Q (インドネシアの参加者)：政府は子ども議会をどう見えていますか？支持していますか？

アロンソ：2004 年、政府は私たちに対する立場を明確にし、議会の役目は 2 年間だけ有効であると言いました。しかし、私たちはその後も頑張って続けてきました。私たちのやっていることは遊びだと思われたこともあります。しかし、私たちは子どもには意見があり、世界を変えることができるということを証明しました。私たちの議会は今四代目で、子どもたちの年齢は 9 歳から 17 歳です。年長になればアドバイザーになり、年下の子どもたちを教育します。都市、農村、先住民、あらゆるコミュニティの出身の子どもたちは、この空間を必要としており、社会をよくする可能性をもっています。当局から冷遇されてきましたが、私たちは活動に意義があることを証明しました。

Q (ヒューマン・ライツ・ウォッチ)：先日、ノーベル平和賞受賞の劉曉波 (リウ・シアオ・ポー) の家族が中国政府の監視対象にされました。人権擁護家を支援するために国際社会から何を期待できると思われますか？

トクタクノフ (キルギスの弁護士)：今年起きた南部での出来事をめぐり、私たちはできる限りのことをやってきました。多数の人権擁護家は地元民から身体的攻撃を受けました。人権擁護家に向けられた攻撃は世論を背景にしたものではありません。今、人びとは私たちは国際社会の関心を裏切ったと非難しています。人びとは誰かよくて誰が悪いとは言っていない、国は調査を最後までやり遂げ、法的措置をとるべきだと言っています。残念ながら、国際社会にもちこめば、手続きは時間がかかります。こうした手続きが迅速化されれば、大きな助けになります。

閉会

最後に、ネルソン・エボの歌で閉会となった。彼はアンゴラ内戦の時代に生まれたアンゴラのオペラ歌手で、13 歳のときからレストランなどで歌い始めた。2001 年、OHCHR とアンゴラ法務省が主催した人権ソングのコンテストに出場して入賞し、スペインへの音楽留学の奨学金を得た。現在はアメリカの音楽学校で勉強をしている。(翻訳：編集部)

複合差別・貧困・暴力に立ち向かう女性たちの取り組み

ここからは、複合差別に関する国際会議に部落女性の視点から参加した報告、前号に続くマイノリティ女性のモントリオール国際会議の続報、インド農村地域のダリット女性を襲う貧困がもたらす悲劇、そして国連での女性に対する暴力のワークショップの報告を紹介する。今号のもう一つの特集ともいえるかもしれない。(編集部)

APWLDの協議に参加して ——繋がっているアジア・太平洋州の女性たち

山崎 鈴子(部落解放同盟愛知県連合会書記次長)



右は筆者、左は岡田仁子さん

1月11日12日、クアラルンプール(マレーシア)で開催されたAPWLD(アジア太平洋・女性・法・開発フォーラム)主催の会議において、女性差別撤廃委員会の報告書審査を活用した事例の報告をしてほしいとの要請をJNNC世話人の大谷美紀子弁護士

から受け、出席した。APWLDでは、国連の女性に対する暴力に関する特別報告者をお呼びして、年ごとにテーマを設けて地域内の協議をおこなっている。今回は日本から被差別部落女性に対する複合差別について報告をできる方をお呼びしたいということでIMADRの原さんから紹介を受けたとのことであった。英語での報告は困難であるとの前提で報告を承諾した。

APWLDについての知識もまったくなく、ヒューライツ大阪(アジア・太平洋人権情報センター)の岡田仁子さんも参加されるとの連絡をいただき、岡田さんからAPWLDについての情報をいただいた。

APWLDは、1985年ナイロビで開催された第3回世界女性会議においてアジア・太平洋の法律家、社会学者及び活動家の対話が発展し、1986年フィリピン・タガイタイで開催された会議によって設立が決まったとのことである。APWLDはアジア・太平洋の会員主導型の主要なフェミニスト・ネットワークで、国連の経済社会理事会の協議資格を有し、180の会員には地域25カ国の多様な女性グループが含まれており、25年近く、平等、正義、平和および開発のための変化をもたらす

道具として法を使うよう女性をエンパワーしてきた。私自身もナイロビ会議のころから、部落女性への部落差別と女性差別について考え始めた時期だけに、同時期にアジア・太平洋州の女性たちが協議を始めていたということに、親近感を覚えた。

会議2日目、女性差別撤廃条約と女性差別撤廃委員会からの勧告をどう活用したかというテーマで報告をおこなった。報告の概要は以下のとおりである。

はじめに

部落差別についての歴史経過と「部落地名総鑑」、結婚差別、インターネット上の差別などを簡潔に説明。(どの会議でもそうだが、まず、部落差別についての説明が不可欠である。いつも感じていることだが、部落差別について理解してもらうことからはじめないと私の話は理解してもらえない)

NGOフォーラムでのワークショップ そして女性差別撤廃委員会(以下 委員会)でのロビーイング

ナイロビ会議のころから部落差別と女性差別について考えるようになった、当時、日本での女性運動のなかに部落女性の存在はなかった。1995年に開かれた北京会議のNGOフォーラムで部落、アイヌ、在日コリアンの女性たちとワークショップを開催し、日本におけるマイノリティ女性の課題を提起した。2003年、委員会による報告書審査では、JNNC**の一員としてロビーイングに参加し、11人の委員の方から、マイノリティ女性についての質問が出されたときには私たちの存在が認められていると思った。委員会のなかで複合差別が一般的に起きている問題として捉え、日本政府に迫っていったことは大きな力

** JNNC: 日本女性差別撤廃条約NGOネットワークの略。2002年12月に条約に関心ある女性団体や人権団体、弁護士などにより発足した。

となった。委員会から、マイノリティ女性について「分野ごとの内訳を示すデータを含む包括的な情報、とりわけ教育、健康状態、受けている暴力に関する情報の提供」を日本政府に求める勧告が出されたときは、マイノリティ女性の存在が社会にやっと明らかになったことを強く感じた。

しかし、日本政府は、実態調査をするという方向にはなかなか動かない。それなら、私たちは自らの力で自分たちのことを明らかにしようと話し合い、部落、アイヌ、在日コリアンの女性たちがIMADRとともに調査を行い、結果、複合差別の実態が明らかになった。

アンケート調査で明らかになった

被差別部落女性への複合差別

- 1 部落差別の結果、教育の機会均等を奪われ、多くの非識字女性が存在している。部落解放同盟大阪府連合会の調査では、教育にかける期待で男子より、女子への大学への進学期待が12%低い。
- 2 雇用では、差別身元調査等で不採用になったことや、不就学・低い学歴により、不安定就労と低賃金の実態、有給休暇すらない事業所での就労実態。
- 3 自殺にすらおいこまれる結婚差別。
- 4 暴力の背景にある部落差別。実際に相談にのった被差別部落女性と部落外の男性との結婚差別とその後におきたDVについて具体例を報告、現在も相談を受けている別のケースもあり、同じ立場に立つ相談員の育成が急務であること。

アンケート調査結果から

日本政府、女性団体・女性運動関係者・女性研究者、そしてマイノリティ内部への提言をまとめた。

2003年の勧告を背景として、内閣府男女共同参画局をはじめとした関係省庁と、マイノリティグループとしてはじめて話し合いをもった。特定グループと話し合いをしないという男女共同参画局の姿勢を崩すことができたのは、勧告と当事者によるアンケート調査によって実態が明らかになったこと、そして

松岡徹参議院議員（当時）と福島みずほ参議院議員の尽力であった。

2009年、第6回日本政府報告書審査においての2003年の要請を改めて表明するとともに、マイノリティの代表を意思決定主体の一員として指名することを含めての勧告があり、前回より日本政府にとって厳しい内容であった。

今、政府は「第3次男女共同参画基本計画」を策定しているが、私たちが強く要請してきたマイノリティ女性について、第8分野「高齢者、障害者、外国人などが安心して暮らせる環境整備」の中ではじめて「障害があること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題に加え、女性であることからくる複合的な困難な状況におかれている場合がある」との認識をもった。そして、IV 第3次基本計画の策定にあたっての留意点として3「女子差別撤廃委員会からの最終所見（2009年8月）における指摘事項について点検する」など、条約委員会からの勧告について明確な態度を示さざるを得ないところまできている。しかし、委員会と日本政府の意識には乖離がある。

以上が報告の概要である。

会議には、2003年女性差別撤廃委員会副議長であったシン・ヘースーさんがAPWLDの役員として参加しており、私の報告に対して、「2012年国連・社会権規約委員会日本政府報告書審査が実施される、部落女性への差別は社会権規約を侵害しているので是非訴えて欲しい、応援する」といつてくださった。

また、自国で表に出ていない問題を明らかにしていこうというワークショップで、戸籍制度についての提起をおこなったとき、「日本にはまだ古い法律があるのね」といわれた一言が新鮮であり、まだまだ戸籍制度に縛られている自分を見た想いがした。会議に参加した女性たちは自分の基盤で活動している。ナイロビ会議以来、アジア・太平洋州の女性たちはしっかりとつながっていることを実感した2日間であった。

(やまざき れいこ)

女性の国際連帯運動に向けて

元 百合子(大阪女学院大学教員)

「マイノリティ女性が世界を変える!」

これは、2001年にIMADRが、複合差別をテーマに初めて出した本のタイトルだった。それは、存在さえも不可視化されてきた日本のマイノリティ女性たち—マイノリティ化された集団やカテゴリーに属する(あるいは、属するとみなされる)女性たち—が一斉に声をあげた、画期的な出版物だった。一見、非現実的な願望と受け取られたかもしれない意欲的タイトルの正当性と実現可能性は、その後の国内外での進展によって、疑いを入れないものになってきた。日本ではそれ以後、アイヌ民族、被差別部落、在日コリアンというようにグループごとに分断されていたマイノリティ女性たちの対話、協力と連帯が着実に進んできた。複合差別という概念を用いることで、置かれた状況は異なっても抱える問題と経験に共通性があり、その根本的原因が、民族、国籍、法的地位やジェンダーなどに基づく重層的な抑圧構造の交差にあるという認識が共有されたのである。共感と協働を通じて目覚ましくエンパワー(奪われていた力を奪回すること)したマイノリティ女性たちによる問題提起、政策提言の正当性と影響力は、日本の女性史と女性運動史に新たな章(チャプター)が刻まれつつあることを感じさせる。

国際的にも、前号で触れたように、マイノ

リティ女性が主体の世界的ネットワークが形成されつつある。思想としても社会運動としても、フェミニズムが長い間、一部の女性、すなわち西欧の白人中産階級、異性愛指向の女性によって主導されてきたことに照らせば待望の、しかも必然的な地核変動といえるかもしれない。1970年代後期から、それら特権的女性の経験と視点の普遍化に対する鋭い異議申し立てが、ブラック・フェミニストやその他の「有色女性」(women of color)⁽¹⁾フェミニスト、第三世界フェミニストやレズビアン・フェミニストといったマイノリティ女性からなされて以来、フェミニズムは「人種」、民族、階級など、ジェンダー以外の権力作用を射程に入れ、「女性」内部の多様性と階層化を認めて理論と運動を再構築する必要に迫られてきた。その過程ではすでに複数の新たな思潮が生まれたが、国際レベルの運動のイニシアチブと代表性については、理論面ほどの大きな変化は起きていない。もちろん、1980年代から継続的に開催された世界女性会議には、回を重ねる度により多くのマイノリティ女性が世界各地から結集し、発言力と影響力を強めてきたことを忘れるわけにはいかない。以下に紹介する動きは、その延長線上にある。



国際女性連合

(International Women's Alliance=IWA)

現在、設立準備が進められている「国際女性連合」(IWA)は、農漁村女性、先住民族女性、難民女性、移住労働女性などの広範なマイノリティ女性団体の世界規模の連携を目指している点で、画期的である。昨夏のモントリオール国際女性会議⁽²⁾で合意された設立目的は、要約すれば「あらゆる形態の経済的・政治的抑圧、差別や暴力をなくし、女性の権利を促進するために、世界中の女性に帝国主義、暴力、資本主義的グローバル化に対する闘いへの参加を呼び掛けること、また国内、地域、国際のあらゆるレベルでの闘いの連携と相互支援、抵抗戦略の共有」である。「帝国主義との闘争」といった表現は、IWAの思想性や政治的スタンスに対する疑念や違和感を抱かせるかもしれない。実際、設立の推進力となっている団体の中には、「急進的」とか「過激」といったレッテルを貼られたグループも含まれている。しかし、途上国の何億人もの女性や先進国で人種化されて社会の底辺に押し込まれた女性たちが日々直面している過酷な状況とそこで直面する切実な問題を根本的に解決しようとすれば、先進国本位の経済開発と今も継続する植民地主義的支配による収奪、市場原理至上主義による搾取的企業活動の放任、軍事的侵略と破壊などの構造的暴力に立ち向かわざるを得ないという現実を重視する必要がある。とりわけ、80年代以降加速度的に進行した新自由主義的経済のグローバル化は、国家間と各国内の格差を拡大し、従来から周縁化されてきた人々、とりわけ女性に深刻な打撃を与え、生活基盤を破壊し、搾取的労働や移住労働に追い込み、人身売買と性暴力被害を増加させた。こうした構造的暴力に埋め込まれている人種・民族差別と性差別を認識しているIWAには、特定の政治思想や党派性よりも、ポスト・コロニアルな視点が色濃く反映していると思われる。その他の強力な権力作用、例えば独裁政権や特権階級による強権的統治と搾取、宗教的原理主義⁽³⁾や家父長制なども当然、闘うべき対象として位置付けられているが、個別に分離して捉えるのではなく、全体の抑圧構造の中で交差し、相互作用する側面に注目している。

国家、軍隊、軍需産業、多国籍企業、世銀、IMFやWTOなどの権力機構が支える強大な抑圧構造に抗い、人権や奪われた権利の回復を主張することにはしばしば、苛烈な弾圧や生命にも及ぶ危険が待ち受けている。例えば、イスラエルの刑務所には、約6,000人(200人以上の子どもが含まれる。約800人は終身刑)ものパレスチナ人が政治犯として長期収容されているし、アロヨ政権下のフィリピンでは昨年までに、2,000人近い社会運動家や人権弁護士が、国家権力による「強制的失踪」(誘拐)や「超法規的処刑」によって抹殺されたと推定される。どちらのケースにも女性が含まれている。しかも国際社会は、国家によるテロリズムともいべきそうした暴虐を事実上黙認、免罪してきた。国連には、次の世界女性会議を開催する意思が乏しい。こうした状況の中で必死に生き、闘う女性たちが国際連帯にける期待は、どれほどのものだろうか。

マジョリティ女性との連帯の可能性

すべての女性は性差別の被害者として連帯できるという西欧主流フェミニストの幻想が、マイノリティ女性からの痛烈な批判によって崩壊して久しい。特権的地位にある女性(力関係におけるマジョリティ女性)⁽⁴⁾が、ジェンダー以外の抑圧構造における自己の優越的地位とその加害性に無自覚なまま差し出した手は、握り返されなかった。10年以上後ではあるが、日本でも同じことが起きた⁽⁵⁾。ただし、それは、マイノリティ女性がマジョリティ女性との連帯に完全に背を向けたことを意味しない。それなら、民族的出身、国籍、階級、法的地位などによる社会的分断を乗り越えた連帯の要件は何だろうか。それは何よりも、さまざまな抑圧構造において優越的地位にある女性(もちろん男性も)が、上に述べたような構造的暴力と自己の関わりを含めて、どのくらい誠実に自らのあり方を批判的に検討し、自己変革できるかにかかっていると言える。自戒を込めて言えば、単一の差別軸における自己の被害者性に囚われた視野狭窄からは、人間社会の重層的・複合的抑圧構造とそれが生み出す不公正の撤廃の展望は開けないからである。

(もとゆりこ)

- (1) 「有色女性」という概念自体、「白人」や「黒人」と同様に、極めて人種的な視点で構築された概念であるので、「」に入れる。
- (2) 本誌前号記事ないしMontreal International Women's Conferenceのウェブサイト<http://miwc2010.wordpress.com/>を参照。
- (3) イスラームの専売特許ではない。周知のように、キリスト教原理主義団体は、ブッシュ政権の支持母体であった。
- (4) ここでは、便宜的にマジョリティとマイノリティという分類をするが、決して固定的な二分論ではないことを強調しておきたい。差別事由によって、抑圧・被抑圧の関係における立ち位置が変化するからである。たとえば、人種差別的被害女性が、障がい者や性的マイノリティに対しては差別者であることや、その逆のケースも珍しくない。
- (5) 1990年代後半には、日本の女性運動に内在する人種主義やマイノリティ女性の人権状況への無関心に対する批判が表面化した。例えば、鄭瑛恵「フェミニズムの中のレイシズム」江原由美子・金井淑子編『ワードマップ・フェミニズム』(新曜社、1997年)89頁以下参照。

インド 差別と闘う現場からの考察 エンパワーあるいはエンデンジャー? マイクロクレジットを問う

ブルナド・ファティマ(タミールナドゥ・ダリット女性運動代表、IMADR理事)

マイクロクレジットと貧困軽減

飢えと貧困軽減のかけ声のもと、女性たちがマイクロクレジット制度のターゲットにされている。この制度はセルフ・ヘルプ・グループ(自助グループ)とは異なる。この制度を提唱してきたユヌス氏にノーベル賞が授与されたが、果たしてこのクレジット制度がもたらす負のインパクトは評価されたのであろうか。

農村女性の経済的ニーズという立場を利用して、貪欲な金貸したちが法外な金利でお金を貸しつけている。こうしたローンは高利をつけて毎週返済しなくてはならない。返済するお金はないため女性たちは別の貸金業者から新たにお金を借りて返済する。このサイクルが続いていくと、やがて家の前には毎日借金取り立てが立ち、彼女たちを辱める。この拷問のような嫌がらせと返済不能の苦しみに耐えられなくなった女性たちは自ら命を絶ったり、身を隠したり、どこかに逃げたりする。

ダリットや先住民族のイルラでほぼ占められるタミールナドゥの農村の貧しい女性たちは、こうした貸付の犠牲者である。これらの制度を実施しているのは、政府、NGOそして金融機関などであり、金儲けのために女性たちにお金を貸しつけようとしている。景気はさらに悪化しており、命と引き換えになるかもしれないのに、農村さらには都市の女性たちはそうした借金の罠に追い込まれている。

貧しい女性を餌食に

先住民族のイルラの女性ジェヤマは政府認可の住宅を建てるために借金をした。2009年1月20日、彼女は他カーストのラジャマから1日3ルピーの利息で50,000ルピーを借りた。毎月ジェヤマは3,275ルピーを返済してきた。同じように彼女は息子の結婚資金に40,000ルピーを借金し、2009年1月20日から2010年12月20日まで定期的に返済してきた。文字の読み書きができない彼女は、返済記録を残せなかった。ラジャマはジェヤマの家の裏からこっそりと入り、誰にも見られないように集金をしていた。元金と利息が

ほぼ返済されたにもかかわらず、ラジャマはジェヤマに「まだ利息分しか返してもらっていない、元金の返済はまだだ」と言った。脅されたジェヤマは仕事場のレンガ工場のオーナーから給料を前借りして返済に充てた。困ったジェヤマはイルラの運動体のリーダーであるハリクリシュナに相談をした。事件は民衆運動連合(APM)にもちこまれ、2010年12月19日警察に届けられた。APMのリーダーたちは警官をラジャマの家に連れて行った。貧しい女性にお金を貸して、返済を記録しないで騙したことは村人たちにすぐに広まった。事件は落ち着し、ジェヤマは過払い分を返してもらい、ラジャマはそのことで再びジェヤマを嫌がらせたりしないよう忠告された。もし解決しなければ、ジェヤマは毒を飲んで一家四人で心中をしようと思いつめていた。

ジェヤマのように必死で働いて稼いだお金を不法な貸付業者から巻きあげられ、死と引き換えにしたり、身動きのとれない状態に置かれている女性たちが何万人もいる。

死に追い込まれたラクシュミ

ラクシュミは「アラリ」という毒草を煎じて飲み、自らの命を絶った。彼女は農村から町に来たが仕事が見つからず、廃品回収を始めた。貧困は彼女を借金地獄へと追いやり、マイクロクレジットからお金を借りた。その結果、彼女は他の被害者と同じように嫌がらせにあい屈辱を受けた。返済のために他6軒のマイクロクレジット業者からお金を借りた。州政府が貧困撲滅対策として一世帯に一台配ったカラーテレビを返済に充てた。ガスレンジを売り、米穀通帳を担保に入れ、家に一台しかない豆挽き器を売った。彼女の家に残されたのは古いぼろぼろの藁ぶき屋根と山から拾ってきて家財道具に使っていた石だけだった。

「朝、家の戸をあけたら、貸付業者が表に立っています。夜の10時になってもまだいます。」別の女性被害者は言った。ラクシュミはマイクロクレジットの罠にはまった多数の女性の一人だ。ラクシュミには7人の子ど

エンデンジャー: endanger「危険にさらす」の意。

もがいたが、廃品回収からのお金では家族を養うことができなかった。ある日、75,000 ルピーで市の美化を請け負った環境整備グループがトラクターで乗りつけてきて、廃品回収で生活している人びとの家を取り壊していった。ラクシュミも被害者の一人であった。農地の工業・商業地への変換政策により仕事を失った土地をもたない農業労働者たちは、仕事を求めて村を離れた。ラクシュミのように多くの貧しいダリットたちは、飢えと貧困から家族を救うために仕事口を求めて移住する。ラクシュミと彼女ののんだくれの夫は、地域の中心であるヴェロアの町で廃品回収を始めた。



簡易さと引き換えに

マイクロクレジット業者は高金利で金を貸す。預金もなければ銀行取引による送金もない。彼らは貧しい女性だけを相手に金を貸す。夫婦の写真、選挙登録、米穀通帳、電気料金領収書、これらがあれば十分マイクロクレジットからお金を借りることができる。独身女性の場合は、男性の家族の写真や証明書を付ければ十分である。大半の女性たちは、記録を付けて、議事録を残し、銀行の承認を受け、6カ月待たされるセルフ・ヘルプ・グループよりも楽なこの方法を好む。10,000 ルピー借りる場合、最初に1,000 ルピーが前払い、300 ルピーが利息として差し引かれる。元金の10,000 に対し、女性たちは毎週250 ルピーを返済する。もし返済できなければ、催促と取り立てが連日続くようになる。

圧力と屈辱に耐えられなくなり、女性たちは地域を離れたり自殺を図る。ラクシュミの死はマイクロクレジットの恐ろしさを暴いた。女性たちは「体を売ってでも返せ」「娘に売春させろ」と迫られる。自殺した日、ラクシュミは貸金業者から身を隠していた。母親を待つ娘は、仕方なく近所の人たちからないお金をかき集めて貸金業者に渡した。業者が引きあげたあと、夜10時に彼女は家に帰ってきた、自ら命を絶つために。石臼で毒草「アラリ」の葉を挽いてのんだ。そして永遠の眠りについた。明け方4時に病院に連れて行か

れたが治療代もなかった。そして死亡が宣告された。

女性たち、とくに貧しいダリットの女性たちは、子どもの教育費のためにこうしたローンに手をつける。マイクロクレジットは貧困軽減という大義名分のもと機能している。しかしそれは貧困を減らすのではなく、自殺者が示しているように貧者を減らしているだけだ。

「今、返済を迫るなら井戸に飛び込んでやる」、別の被害者は言った。マイクロクレジットでお金を貸しているのは、政党、政治家の妻、アンドラ・ブラデシュ州の金持ちの金貸し業者、NGOなどである。警察に訴えても警察はマイクロクレジット業者に対して何も行動を起こさない。その代わりに、女性たちは借金を返済しろと責められる。こうした中、次のような事件があとを絶たない：

- * 返済のために子どもが売られた。
- * 腹いせに漁網が焼かれた。
- * 女性が連れさられ、数時間後に返された。

考察

マイクロクレジット業者は27歳から38歳くらいの女性を標的にしている。スマシは3軒の業者からお金を借りてミシンを買い、家で縫製の仕事をしている。いくら稼いでも返済に追いつかない。

インフレのせい？物価が上がったせい？国の無関心のせい？グローバル化の避けられない過程？土地の収奪のせい？新しい形態の搾取？

女性たちはこれに立ち向かわなくてはならない。マイクロクレジット業者を禁止して、公的金融機関がお金を必要としている女性たちに資金を貸すべきである。（抄訳：編集部）

女性に対する暴力撤廃のための 国連ワークショップ 概要報告 (抄訳)

報告:IMADRジュネーブ事務所

2010年11月24・25日、国連人権高等弁務官事務所は“女性に対する暴力(VAW)の撤廃における、妨害、課題、良き実践、機会”に関する専門家のワークショップを開催した。ワークショップには2つのテーマがあった。一つは、女性に対する暴力の防止、調査、訴追、加害者の処罰において、国家が抱える妨害や挑戦を克服するための具体的措置を検討することであり、もう一つは、暴力を受ける女性への保護、支援、援助、補償を提供するための措置を検討することであった。ワークショップの報告は人権高等弁務官事務所が作成して、第17会期人権理事会(2011年6月)に提出される。

ワークショップは5つのテーマを立ててそれぞれ課題、実践例、チャンスが議論がされた。①女性に対する暴力の調査②女性に対する暴力における加害者訴追と処罰③暴力を受けた女性の救済・補償④女性に対する暴力の防止⑤暴力にさらされている女性の保護。

その中で発表された3つのエピソードを以下に紹介する。

不処罰をなくすため—コロンビア

コロンビアのコーポラシオン・プント・デ・ヴィスタのフランソワーズ・ルスは、コロンビアにおける性暴力は紛争が助長し、社会が沈黙で封じていると述べた。国内で女性への暴力をなくすための取り組みはどのレベルにおいても行われていないし、“建前上の”取り組みはほとんど中身がないか存在しない。元兵士が社会に多数いる国では、被害者であれ加害者であれ、彼らの経験を調べる系統的な調査は実施されない。コロンビアで最近、集団墓地から数千の死体が発見されたが、もっぱらの関心はいかにしてこれら遺体を家族に返すのかということであり、死因の特定とか性的虐待を受けていたかどうかなどには集まっていない。コロンビアにおける大きな問題は性暴力は家庭内のもめごとであり、それ自体に問題があるとはみなされていないことだ。性暴力について声を挙げたいと思っている被害者や家族にとって、調査とフォローアップの欠如する不処罰の環境が問題をさらに難しくしている。コロンビアでは医者には犯罪を当局に通報する義務があるが、疫学的なフォローアップはないため、この慣行を無力にしている。最後にルスはこれに取り組むための課題を3つ挙げた。1. 一貫した量的データが強く求められていること、2. すべての人に情報公開をすること、3. 性暴力に

関する国内の調査やデータの分析を行ない、長期的で量的な調査が可能になるよう、国際社会が支援をすることであった。

暴力から女性を守る—レバノン

レバノンの暴力・搾取研究所(KAFA)のゾヤ・ラウハナは、女性が父権社会で生きていくことで生じる結果について説明した。レバノンは女性を保護する目的をもつ国際諸条約の締約国であり、憲法は女性の平等を規定している。しかし、その実施は緩慢で平等は実現していない。DVは刑法でカバーされていず、女性が家庭内の問題を法に訴えるときは男性と同じ手続きをとることはできず、婚姻を届けた宗派に行かなくてはならない。こうした宗派は基本的人権を守らないどころか望まない性交渉(夫婦間レイプ)を認めている。こうした事態に対して、KAFAは家庭内暴力から女性を守るための法律制定キャンペーンをした。法案は2010年4月内閣に承認され、これから議会に諮られる。レバノンの不安定な政治と安全を考えれば、いつ議会で審議されるかはまだ不確かである。

新法の制定—アフガニスタン

アフガニスタン独立人権委員会の委員アーマド・ジア・ランガリはアフガニスタンで最近女性に対する暴力を撤廃するための法律が施行されたと述べた。女性への暴力は、家庭内、社会、そして政府の3つのレベルで起きている。家庭内暴力の主な要因は女性の高い非識字率、貧困、男性支配の文化である。社会では、極度に暴力的な環境、女性が教育を受けることへの文化的障壁、イスラム法の誤った理解、女性の権利尊重についての低い認識などが要因となっている。政府レベルでは女性を意思決定に参加させようとする政治的意志の欠如、公務員女性の昇進に立ちほだかる壁、根強い不処罰の文化と貧しい法の支配などが要因である。こうした中、女性に対する暴力撤廃の法律が2009年に制定された。2008年に作られた法案は議会の反対にあった。しかし、大統領は「議会が休会中の場合は大統領が法案を承認する権限をもつ」という法律を利用して、議会の閉会まで待って、この法案を大統領令で通過させた。法律により、女性に対する暴力は犯罪であり、加害者は処罰されると規定されるようになった。法律は憲法とイスラムのシャリアに従って採択された。

(抄訳:編集部)

CERD審査から1年 今 政府に求められる勧告の実施

小森 恵 (IMADR-JC)

2010年2月に人種差別撤廃委員会（以下、CERD）による日本政府の報告書の審査があり、翌3月9日にCERDは日本に対する総括所見をまとめた。所見には約30に及ぶ懸念事項と勧告が含まれていた。IMADR-JCが事務局を務める人種差別撤廃NGOネットワーク（以下、ERDネット）は、全過程を通してNGOの立場より審査に関わってきた。今、政府はCERDに対する1年後のフォローアップ情報の提出を目前にしている。この間、政府に勧告の実施を求めてきたERDネットの動きについてここに報告をする。

◆外務省との交渉 2010年8月18日

勧告内容の実施を求めた15の項目からなる質問リストをERDネットで作成した。それをもとに8月18日、外務省人権人道課と1時間の協議をもった。参加NGOは9団体（13人）で、質問リストの内容の確認と今後の政府横断的な交渉の場をもつことを確認して終了した。

◆NGO質問リストの改訂と提出

8月に提出した質問リストをさらに深め広げるために、ERDネットの間で協議をして加筆修正を行なった。その結果、22項目からなる質問リストになった。そこには、質問、その背景、質問先（該当省庁）、質問者などの情報が含まれている。これら質問は、総括所見の国としての扱い、差別禁止法の制定、4条a,bの留保の撤回、国内人権機関の設置、14条の受諾宣言（個人通報制度）、部落と「世系」、アイヌ政策、琉球・沖縄、高校無償化問題を含むマイノリティの子どもたちの教育、在日コリアンおよび移住者の名前とアイデンティティ、公務員による差別発言、難民認定、改正入管法とDV被害移住女性などで、その大半は2001年の前回審査より指摘されてきた問題であり、ほとんど目立った改善がみられていない。11月1日に外務省を通して質問先の省庁に送付をした。

◆質問リストに基づく政府交渉

上記の質問リスト提出から2カ月経った2011年1月19日、政府との交渉をもった。リストをもとに、外務省（60分）、法務省（60分）、文部科学省（30分）、厚生労働省（30分）、内閣官房（15分）、内閣府（15分）、計3時間30分に及ぶ政府交渉となった。各省からの出席者は、1、2人から8人までさまざまであった。交渉で政府は書面による回答を出さない



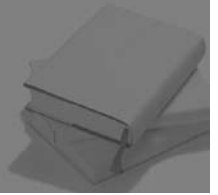
ため、私たちは記録係りを決めて、綿密に書き留めた。ERDネットからの参加者は17人で、事前に協議を行ない役割も決めて臨んだ。日本政府は定期報告書の作成から総括所見と勧告の内容に至るまで、立法府である国会に十分な報告や情報提供をしてこなかった。これが日本における国連人権諸条約実施のマイナス要因の一つとなっている。国連と政府のこうしたやりとりが十分知らされていない国会議員にいかに関わってもらうかが重要である。ERDネットと政府の交渉の場に一人でも多くの議員が参加してもらえるよう働きかけた。私たちの働きかけが十分ではなかったため、交渉に多数の議員の出席をえることはできなかった。それでも5人の議員が出席をし、やりとりにも関わってくださった。積み残しとなった質問が多数あったし、質問と回答がかみあわない場面も多々あったが、今回の交渉の場を約束して交渉は終了した。

◆1年目のフォローアップと今後

日本政府は国内人権機関の設置、アイヌ政策、琉球・沖縄の問題に関する3つの勧告の実施の進捗状況を1年目である2011年3月初旬にCERDに提出しなくてはならない。1月19日の交渉で確認したように、政府はフォローアップ情報作成の過程においてERDネットと意見交換の場をもつことになっている。事務局であるIMADRは、外務省を通して現在その日程を調整している。この間の交渉の内容や結果をみても分かるように、勧告の実施の実現まで道のりは遠い。現時点での進捗状況についてまだここで報告できる状態ではないため、あらためての紙面での報告とさせていただきます。こうしたプロセスを経て何よりも強く感じるのは「政治的意志」の重要性である。差別をなくすためには法律の整備とそれを効果的に実施するための制度や機関の設置が不可欠である。そのどれもが存在しない日本には、今こそ明確で強い政治的意志が求められている。（こもりめぐみ）

本の紹介

(今号は本ではなくフィルムを紹介します)



ドキュメンタリー・ムービー 「ショージとタカオ」

構成・撮影・編集／井出洋子
2010年・カラー・158分

菅野 良司(ジャーナリスト)



フツのおじさんになるためにめげない、あきらめない、立ち止まらない

布川事件の再審を闘っている桜井昌司さん(63)と杉山卓男さん(64)の2人は、不思議なコンビだ。すこし早口でお話上手な桜井さん、大男に似合わず几帳面な杉山さん。そんな二人の素顔が、仮出獄した1996年から今年の夏までの14年間を記録したこの映画に描かれている。29年もいた獄中からシャバに復帰し、時代の変化にとまどいつつゼロから日常生活の構築に苦闘する姿は、見る人にとあらためて冤罪の罪深さを問いかけてくる。

試写会后、もし2人が獄に入らなかつたらと想像してしまった。ギャンブル好きだった桜井さんは詐欺師かコソ泥になっていたかも知れない。殴る蹴るの暴行癖があった杉山さんは暴力団系企業フロントの幹部になっていたかも、と。しかし今、2人は背筋を伸ばして生活し、家庭も獲得している。

一方で、2人を裁いた人たちはどんな人生を送ったのだろうか。無期懲役の有罪判決に迷いはなく、二人のことなど二度と思い起こすこともなく人生を全うしたか。あるいは、袴田事件の確定一審に関与した元裁判官、熊本典道さんのように心に十字架を背負って

放浪の人生、を生きただろうか。人生の危うさを思うと同時に、人を裁くことの危うさも実感させられる。

試写会のあいさつで、杉山さんは「映画をご覧になれば分かるように、仮出獄の時より私はだんだん若くなっているでしょう。それが自慢なんです」と言って笑いを誘った。確かにそうだ。杉山さんも桜井さんも、顔の表情が明るく柔らかくなり、若くなっている。一日も早く再審無罪を獲得し、失われた時間を取り戻すことを願わずにはいられない。

(かんの りょうじ)

著書「裁判員時代にみる狭山事件」
(現代人文社、定価2,100円)

雑誌『狭山差別裁判』418号
(2010年1月号)より転載。

布川事件とは

1967年8月末、茨城県利根町で一人暮らしの男性が殺害され、室内が物色されていた事件。警察は犯行時刻を8月28日の午後8時頃と断定し、犯人は二人連れの男として捜査を進めたが、犯人を割り出すことはできなかった。事件から約40日後の10月10日桜井昌司さん(当時20歳)が、翌日には杉山卓男さん(当時21歳)が別件逮捕をされ、虚偽の自白に追い込まれた。1970年に水戸地裁で無期懲役判決、1978年7月最高裁が上告を棄却し無期懲役が確定。1996年に仮出獄をし、2001年に第2次再審請求、2005年9月水戸地裁は再審開始を決定。検察は即時抗告をしたが、2008年7月東京高裁が再審開始を決定。2009年12月には最高裁が高裁の開始決定を支持したことで再審開始が確定した。2010年7月から再審公判が水戸地裁土浦支部で始まり、2011年3月16日に再審判決言い渡しが行なわれた。(雑誌『狭山差別裁判』415号より)

上映案内

◆首都圏ロードショー 2011年3月19日(土)より

K's cinema(ケイズシネマ) (新宿駅東南口) 新宿区新宿3-35-13 3F

横浜ニューテアトル (JR 関内駅北口) 横浜市中区伊勢佐木町2-8-1

詳細については「ショージとタカオ」公式ホームページ <http://shojitakao.web.fc2.com/>

連絡先:「ショージとタカオ」上映委員会 TEL:03-6273-2324

シリーズ

活動の現場から

このコーナーでは、日頃からIMADR-JCと一緒に活動をしている皆さんに、ご自分の活動の紹介や、IMADR-JCとの出会い、一緒にやりたいことなどについて語っていただきます。



東アジアの“KEY”パーソンへ

高 玉蓮(在日コリアン青年連合東京 委員長)

私たちが在日コリアン青年連合 (KEY) は、“在日コリアン青年が集まり、学ぶ場”であり、“在日コリアン青年が運営する NGO” である。1991年2月に在日韓国青年連合(韓青連)として出帆し、1994年6月には東京にも活動拠点を構え、活動をスタートさせた。その後、南北対立を乗り越え、さまざまな思いから2003年に現在の名称に変更した。「教育及び実践を通じて、在日コリアン青年が肯定され自己実現できる社会を創造するとともに、日本と朝鮮半島ひいては東アジアにおける平和の確立と人権の伸長に貢献する」ことを使命としながら様々な活動を展開し、今年2011年で結成20周年を迎える。

日本の社会ではマイノリティである在日コリアンの青年世代は、自分自身のアイデンティティに悩み、葛藤し、時に社会に息苦しさを覚えることさえある。実際に私も高校生の時に自分のアイデンティティというものに悩んだ一人である。日常生活では日本名(いわゆる通称名)を使い、日本人と変わらない生

活をしながらも、家での食生活や法事などは朝鮮半島の文化の影響を大きく受けている。また外国人登録証明書の所持を義務付けられ、自分が周りにいる日本人と明らかに違うということは分かっていた。高校時代は「私は何者なのか?」とよく悩んでいた。そのようなときに同じ境遇である在日コリアン同士で語りあったり、学んだりすることによって自分が変わっていったと実感している。だからこそ在日コリアン青年が集まり、学び、実践する場というのは重要であると考えます。

在日コリアン青年の可能性は計り知れない。KEYが教育と実践の場を提供することにより、多くの在日コリアン青年が日本社会や朝鮮半島における問題のみならず、東アジアの平和や人権について考え、貢献できるような“KEY”パーソンになってほしいと願っている。そのためにも、KEYが在日コリアン青年にとっての“KEY”スポットだと感じてもらえるように、これからも活動を続けていきたい。

(こう おんりょん)

事務局カレンダー

(定期的に行なっているスタッフ会議については省略)

| 12月 | 1月 | 2月 |
|--|--------------------------------------|------------------------------------|
| 6日 世界人権宣言62周年記念大阪集会 (IMADR-JC後援) | 5日 連合新年交換会 | 8日 人種差別撤廃NGOネットワーク会議 |
| 7日 世界人権宣言62周年記念中央集会 (IMADR-JC後援) | 12日 人種差別撤廃NGOネットワーク会議 | 9日 個人通報制度に関する院内集会 (衆議院会館) |
| 9日 個人通報制度の実現に向けたNGO戦略会議とシンポジウム | 17日 国連人権理事会諮問委員会 (1月21日まで、ジュネーブ) | 11日 人身売買に関する市民講座にて報告 (横浜国際フォーラム) |
| 9、10日 平和に対する人権に関する国際会議 (IMADR後援、スペイン) | 第48会期女性差別撤廃委員会 (2月4日まで、ジュネーブ) | 14日 第78会期人種差別撤廃委員会 (3月11日まで、ジュネーブ) |
| 14、15日 国連マイノリティフォーラム (ジュネーブ) | 19日 CERD勧告に関する政府交渉 (人種差別撤廃NGOネットワーク) | 15日 インド連帯情報交換会 (部落解放同盟東京都連・栃木県連と) |
| 18、19日 マイノリティに関する国連専門家マクドゥーガルさんを招いたマイノリティーセミナー (IMADR共催、インド・デリー) | 20日 ロマの状況に関するNGOミーティング (ジュネーブ) | 28日 第16会期人権理事会 (3月18日まで、ジュネーブ) |
| 22日 IMADR忘年会 | 24日 第10会期普遍的定期審査UPR (2月4日まで、ジュネーブ) | |
| 27日 1月5日まで年末・年始休暇 | 25日 UPRネパール審査 (ジュネーブ) | |
| | 26日 女性差別撤廃委員会スリランカ審査 (ジュネーブ) | |
| | 28日 北海道アイヌ協会札幌支部学習会にて報告 | |